



「ビークル」事件

(知財高判令和7年3月24日 令和6年(行ケ)第10049号<sup>1</sup>)

概要

(1) 審決取消訴訟において、進歩性の判断の誤りが争点となった事例。

(2) 裁判所は、引用発明の車両を周知の「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」とする動機付けがないから、本件発明は進歩性を有する判断した(特許庁審決を取消)。

対象特許(特願2021-534025号<sup>2</sup>)

【請求項1】

「ビークルであって、

前記ビークルは、リーン姿勢で旋回可能に構成された車両又はドローンであり、

前記ビークルは、

回転するクランク軸を有し、燃焼によって生じるパワーを前記クランク軸のトルク及び回転速度として出力するエンジンと、

前記クランク軸と連動するよう設けられ前記エンジンに駆動され発電する発電用電動機と、

前記発電用電動機で発電された電力をエネルギーとして貯蔵するエネルギー貯蔵装置と、

前記発電用電動機とは異なる、前記エネルギー貯蔵装置及び/又は前記発電用電動機からの電力の供給を受けてパワーを出力する、推進用電動機と、

前記推進用電動機から出力されたパワーによって駆動される推進器と、

前記エンジンと、前記推進用電動機と、前記発電用電動機とを制御する制御装置であって、加速指示に応じて前記推進用電動機に供給される電力を増大するよう前記エンジン及び前記発電用電動機を制御し、前記推進器が前記推進用電動機から出力されたパワーのみによって駆動される場合、前記エネルギー貯蔵装置のエネルギー貯蔵量に関わらずに、前記加速指示を契機として、前記エネルギー貯蔵装置及び/又は前記発電用電動機から供給される電力で駆動される前記推進用電動機により前記加速指示に応じた目標パワーを出力するように、前記加速指示よりも前に、少なくとも前記発電用電動機で発電された電力の供給の受け及び前記推進用電動機に対し電力の供給を行なう前記エネルギー貯蔵装置のエネルギー貯蔵量に応じて前記発電用電動機の負荷トルクを減少することによりエンジンの回転速度を増速する制御装置と、を備える。」

引用発明(特開2001-211505号公報<sup>3</sup>との相違点に係る構成)

本件発明と引用発明との間の相違点は、以下の表のとおりである。

本件発明	引用発明
本件発明は、「リーン姿勢で旋回可能に構成された」車両又は「ドローン」である。また、本件発明は、エネルギー貯蔵装置の「エネルギー貯蔵量に関わらずに」、加速指示を契機として、エネ	引用発明は、「リーン姿勢で旋回可能に構成された」車両又は「ドローン」であるか明らかでない。また、引用発明は、バッテリーの「バッテリー温度が低く供給可能な電力が低下する場合でも」、アクセルペダルの操作量が増大され、バッテリー及び/又

<sup>1</sup> [https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei\\_ip/detail?id=6339](https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail?id=6339)

<sup>2</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2021-534025/10/ja>

<sup>3</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2000-011686/10/ja>

ルギー貯蔵装置及び／又は発電用電動機から供給される電力で駆動される推進用電動機により加速指示に応じた目標パワーを出力するように、エネルギー貯蔵装置の「エネルギー貯蔵量に応じて」発電用電動機の負荷トルクを減少することによりエンジンの回転速度を増速するものである。	は発電機から供給される電力で駆動される電動機によりアクセル操作量APSに応じた駆動出力が得られるように、バッテリーの「バッテリー温度が低く供給可能な電力が低下する場合にはバッテリー温度が低いほど」同じ出力を保ちつつエンジン及び発電機2の動作点が高回転速度且つ低トルク側へと変更しエンジンの余裕トルクを増大させるものである。
--	---

周知技術（特開2006-298186号公報、特開2007-131179号公報）

エンジンと、発電用電動機と、エネルギー貯蔵装置と、推進用電動機とを備えたビークルとして、リーン姿勢で旋回可能に構成された車両。

**【裁判所の判断】**

「引用発明は、バッテリーの温度が低いときに、バッテリーから供給できる電力が小さいという課題を解決するものであると認められる。」

これに対し、「『リーン姿勢で旋回可能に構成された車両及びそのエネルギー貯蔵装置は一般的に小型』であることについては、その根拠が示されておらず、これを裏づける証拠が本件で提出されていることもない。

また、仮に、『リーン姿勢で旋回可能に構成された車両及びそのエネルギー貯蔵装置は一般的に小型』であるといえるとしても、車両に備わるエネルギー貯蔵装置（バッテリー）が小さい場合に、当該エネルギー貯蔵装置から供給可能な電力が低いと認めるに足りる証拠はない。…（中略）…

そうすると、…（中略）…『リーン姿勢で旋回可能に構成された車両』について、エネルギー貯蔵装置（バッテリー）から供給可能な電力が低いとの課題が一般的に存在すると認めるに足りないから、引用発明が解決する課題と、『リーン姿勢で旋回可能に構成された車両』が一般的に有する課題が共通するとはいえない。したがって、…（中略）…当業者において、引用発明の車両を『リーン姿勢で旋回可能に構成された車両』とする動機付けがあると認めることもできない。」

「引用文献の記載に接した当業者が、引用発明の課題として、『バッテリー温度が低い時に』という前提を捨象して、加速に必要な不足電力分をバッテリーから供給できないことによる加速不良を解消し、良好な加速応答性を確保することを認識するとは認められ」ない。

**まとめ**

引用発明と周知技術とに基づいて容易想到を主張するためには、引用発明と周知技術との組み合わせについて動機付けが必要である。そして、本件審決は、動機付けの存在を証拠に基づいて正確に論証できなかったため、取り消されることになった。

進歩性欠如に基づく拒絶理由に対しては、(a) 主引用発明と副引用発明・周知技術等との組み合わせについて動機付けがあるかどうか、(b) この動機付けを裏づける証拠が存在するか、及び、(c) 当該証拠が不当に上位概念化されて認定されていないか等を丁寧に分析して、意見書等で適切に反論することが重要である。

**キーワード** 特許、進歩性（29条2項）、引用発明の適用、組み合わせ、機械・構造

[担当] 深見特許事務所 日夏 貴史

**【注記】**

本レポートに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。IP 案件に関しては弁理士にご相談下さい。